

特定非営利活動法人 精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、精神障害者の地域生活を支える事によって社会復帰、社会参加を促進し、精神障害者の福祉の充実に寄与すると共に、地域住民の精神障害者に対する理解を深めることを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議と称する。

(事業)

第3条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (10) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (12) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (13) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (14) 介護保険法に基づく第1号事業
- (15) 共同住居支援ネットワークの構築
- (16) 地域住民の理解を深めるための活動
- (17) その他目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、収益事業として、次に掲げる、収益事業を行うことができる。

- (1) 役務の提供
- (2) 物品の販売及び斡旋

2 前項に掲げる事業は、第1条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第3条に掲げる事業に充てるものとする。

(事務所)

第5条 この法人の事務所は、北海道稚内市緑6丁目16番9号に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、法上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人。
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人。

(加入)

第7条 この法人に、会員として入会しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 加入の承認は、理事会が行う。

3 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

(会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 脱会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(脱会)

第10条 この法人を、脱会しようとする者は、脱会届を理事会に提出することにより、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上18名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事4名以内をおくことができる。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 副理事長、専務理事及び常務理事は理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。

3 理事は、業務を執行する。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員の報酬)

第 18 条 常勤の役員には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局)

第 19 条 この法人に事務局を設ける。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任命する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会として総会に付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合には、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号、第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、会員又は理事(以下「構成員」という。)に対し会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも会議の7日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。理事会の議長は理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 会議は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各構成員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の総数

(3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業会計、予算及び収支決算)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

3 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第36条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

(解散)

第37条 この法人が、総会の議決による解散をするときは、総会において会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

2 残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

(公告)

第39条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

(雑則)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2004年5月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の、年間会費は、この定款の定めにかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 5,000円/年間

(2) 団体会員 10,000円/年間

5 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2004年3月31日迄とする。

附則

(令和6年6月10日通常総会決定・令和6年8月1日稚内市長認可)

この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。